

「はばたけ、八代っ子」

～中学校部活動の指針～

平成30年8月改訂

八代市教育委員会・氷川町（組合）教育委員会

I 「はばたけ、八代っ子」～中学校運動部活動の指針の改訂について～

平成19年3月、熊本県教育委員会は、適正で魅力ある運動部活動の推進を図るため、「運動部活動指導の手引」を作成し、それを受け、平成20年3月、八代市教育委員会と氷川町教育委員会が共同で「はばたけ、八代っ子」を策定した。

その後、社会・経済の変化、教育に関わる問題の複雑化、多様化等の大きな課題が生じ、将来、生徒が生涯にわたり豊かなスポーツライフを実現するために、各自のニーズに応じた運動部活動の在り方について、抜本的な改革が指摘されるようになってきた。

そのような状況の中、スポーツ庁から平成30年3月「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、熊本県教育庁教育指導局体育保健課から平成30年4月「本県の中・高等学校段階における『運動部活動の在り方に関する方針』」、平成30年6月「本県の小・中学校段階における文化部活動の在り方について」等、新たな方針が示された。その指針に則り、八代市教育委員会と氷川町教育委員会が共同で「はばたけ、八代っ子」の改訂を行った。

II 運動部活動の概況

1 運動部活動の意義と留意点

学校教育活動の一環として行われる運動部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われ、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義が高い。また、スポーツに関する科学的知見やスポーツとの多様な関わり方及びスポーツがもつ様々な良さを実感でき、自己の適性等に応じて、生涯にわたるスポーツとの豊かな関わり方を学ぶことができる。

運動部の活動は、主として放課後に行われ、特に希望する同好の生徒によって行われる活動であることから、生徒の自主性を尊重する必要がある。また、生徒に任せすぎたり、勝つことのみを目指したりした活動にならないよう留意する必要もある。

運動部の活動の意義が十分發揮されるよう、生徒の個性の尊重と柔軟な運営に留意したり、生徒のバランスのとれた生活や成長のためにも休養日や練習時間を適切に設定したりするなど、生徒の現在及び将来の生活を見渡しながら、生徒の学びと生涯にわたるキャリア形成の関係を意識した活動が展開することが必要である。また、生徒の能力・適性、興味・関心等に応じつつ、健康・安全に留意し適切な活動が行われるよう配慮して指導することが必要である。

2 中学校における運動部活動の現状と課題

学校の運動部活動は、スポーツに興味・関心のある同好の生徒が参加し、各運動部の責任者（以下「運動部顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われ、我が国のスポーツ振興を大きく支えてきた。

また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きい。

しかしながら、今日においては、社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教師だけでは解決することはできない課題が増えてきている。

とりわけ、少子化が進展する中、運動部活動においては、従前と同様の運営体制では維持

が難しくなってきており、学校や地域によっては存続の危機にある。

将来においても、全国の生徒が生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育む基盤として、運動部活動を持続可能なものにするためには、各自のニーズに応じた運動・スポーツを行うことができるよう、速やかに、運動部活動の在り方に関し、抜本的な改革に取り組む必要がある。

3 学習指導要領における位置付け

中学校学習指導要領 第1章総則 第5 学校運営上の留意事項 1 ウ (平成29年3月)

教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

中学校学習指導要領 保健体育編 (平成29年7月)

第3章 指導計画の作成と内容の取り扱い

3 部活動の意義と留意点等

部活動の指導及び運営等に当たっては、第1章総則第5の1ウに示された部活動の意義と留意点等を踏まえて行うことが重要である。

中学生の時期は、生徒自身の興味・関心に応じて、教育課程以外の学校教育活動や地域の教育活動など、生徒による自主的・自発的な活動が多様化していく段階にある。少子化や核家族化が進む中にあって、中学生が学校外の様々な活動に参加することは、ともすれば学校生活にとどまりがちな生徒の生活の場を地域社会全体に広げ、幅広い視野に立って自らのキャリア形成を考える機会となることも期待される。このような教育課程外の様々な教育活動を教育課程と関連付けることは、生徒が多様な学びや経験をする場や自らの興味・関心を深く追求する機会などの充実につながる。

特に、学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義が高いことも指摘されている。

こうした教育的意義が部活動の充実の中のみで図られるのではなく、例えば、運動部の活動において保健体育科の指導との関連を図り、競技を「すること」のみならず、「みる、支える、知る」といった視点からスポーツに関する科学的知見やスポーツとの多様な関わり方及びスポーツがもつ様々な良さを実感しながら、自己の適性等に応じて、生涯にわたるスポーツとの豊かな関わり方を学ぶなど、教育課程外で行われる部活動と教育課程内の活動との関連を図る中で、その教育効果が発揮されることが重要である。

III 運動部活動の推進について

1 学校における運動部活動の活動方針について

- (1) 運動部活動の指導にあたっては、担当顧問の意思のみで行われることなく、学校教育活動の一環として校長を中心とした責任体制の下、学校の指導方針に沿って行う。
- (2) 指導方針は、上記の意義を踏まえつつ、「はばたけ、八代っ子（平成30年8月改訂）」及び各学校の教育目標、学校規模、地域の特色を生かして設定されるべきであり、次の事項に配慮する。
 - ア 生徒が豊かな学校生活を送りながら人格的に成長していくという運動部活動の基本的意義を踏まえ、勝利至上主義に陥ることなく、生徒の主体性や個性を尊重した運営に努める。
 - イ 競技志向や楽しみ志向、仲間づくり志向や健康づくり志向等、生徒の多様なスポーツニーズにこたえ、一人一人が自己実現できるような指導に努める。
 - ウ バランスのとれた生活やスポーツ障がい・外傷を予防する観点から、練習日数や1日当たりの練習時間、休養日の適切な設定を行う。
 - エ 練習及び練習試合等の実施については、生徒の安全確保を最優先し、適切な対応を行う。
- (3) 各学校においては、「はばたけ、八代っ子（平成30年8月改訂）」に則り、「学校の運動部活動に係る活動方針」を毎年度、策定する。
- (4) 各部活動は、「学校の運動部活動に係る活動方針」に基づき、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。
- (5) 活動方針や活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表することで、保護者に理解を得ながら連携協力して活動を進める。

2 運動部活動の設置と位置付け

運動部活動は教育課程外の教育活動であり、主として放課後に実施されるものであるが、それぞれの学校の教育目標や部活動の指導方針等により、学校の教育計画及び校務分掌等に明確に位置付ける必要がある。

また、部の設置にあたっては、次のようなことを考慮する。

- (1) 生徒の希望、指導者、施設設備等の条件を踏まえて適正な数の運動部活動を設置する。
- (2) 部員数の減少により、団体種目など、一つの学校だけでは部の組織が困難で活動の成果が十分期待できない等の問題がある場合は、近隣校との連携・協力により「複数校合同運動部」の設置ができるものとする。その場合、次の点に留意する。
 - ア 競技力向上を目的としないこと。
 - イ 練習計画の作成や引率教員の確保ができること。
 - ウ 活動場所への移動、活動中の事故への対応が可能であること。
 - エ 当該校同士の校長の承認のもとに行うこと。

3 顧問等

各部の顧問は、自校の教職員（部活動指導員を含む）をもって充てる。部活動指導員のみで顧問を構成する部においては、教諭等を担当に充てる。

なお、安全上特に専門的な指導が必要な部については、適切な人材を顧問として配置する。

また、校長は、教員外指導者（部活動指導員以外）を求める場合、指導者の人格が生徒に与える影響の大きいことを考慮し、学校教育活動の一環である運動部活動の意義に対する理解と指導者としての資質と能力を備えた人材を年度ごとに委嘱する。

4 顧問の指導

顧問は、運動部活動の意義を十分に踏まえ、学校の教育目標及び活動方針が具現化されるよう、校長の責任の下、全教職員等と連携協力し、指導する。

また、肉体的、精神的な負荷や厳しい指導と体罰等の許されない指導をしっかりと区別する。

5 校内委員会等の設置

教職員、保護者、地域の方々等で構成した校内委員会を設置し、適正な運動部活動の推進を図るために、各学校の実態に応じて会議等を実施する。

6 社会体育関係団体等との連携

地域や学校の実態に応じて、地域のスポーツ指導者やスポーツクラブ等との連携を図り、運動部活動の充実につなげる。

7 経費

運動部活動の経費については、適切な運営計画のもと、保護者等の理解を得ながら必要かつ最小限度にとどめるよう運営の工夫改善に努め、諸経費の会計監査・報告については、毎年度適切に行うものとする。

8 練習

練習日、練習時間及び練習試合については、校長の承認の下、顧問が作成した計画に基づいて行う。

(1) 練習日

週日数	5日以内	
週休養日	<input type="radio"/> 平日 1日以上 <input type="radio"/> 週末（土曜日及び日曜日） 1日以上 ※毎月第1日曜日は完全休養日	合計 2日以上

ア 土曜日、日曜日、祝日に活動する必要がある場合は、生徒のバランスのとれた生活や成長からみて無理のない範囲で活動し、休養日を他の日に振り替えるなど適切に休養日を確保する。

イ 長期休業中は、その意義を踏まえ、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設け、生徒に十分な休養を与える。

ウ 定期試験前後の一定期間等、学校全体で定められた共通の休養日又は活動時間の制限については、その意義を踏まえ、確実に実施する。

(2) 練習時間

平日の練習時間	長くとも2時間程度
土曜日、日曜日、祝日、長期休業日	長くとも3時間程度

※冬季は日没が早いため、生徒が安全に帰宅できるよう配慮する。

9 練習試合（練習会）

- (1) 練習試合（練習会）の範囲については、原則として県域内とする。
- (2) 練習試合（練習会）は、生徒の発育発達からみて月3回以内とする。
- (3) 実施にあたっては、顧問が、練習相手、試合日、場所、時間、引率等について、事前に校長の承認を得る。

10 運動競技会への参加

顧問は、事前に、大会名、主催者、大会期日、会場、引率者等を明記した計画書を校長に提出し、承認を得る。

校長は、平成14年3月11日付け教体第1958号「児童生徒の運動競技について」の教育長通知等を参考にし、大会が学校教育活動の一環という判断の下、次の(1)から(3)の大会について参加を承認する。

- (1) 生徒が参加する運動競技会の開催地域及び競技ごとの大会数は、県内における参加を基本とし、県大会への参加は中学校体育連盟の主催大会年1回、共催大会年2回程度とする。
- (2) 国民体育大会、日本選手権大会、国内で開催されるジュニア世界選手権大会等の競技水準の高い者を選抜して行う全国大会に生徒が参加する場合については、国及び財団法人日本スポーツ協会ほか関係団体が合意したものに限り、学校教育活動の一環として参加させる。
- (3) このほかの大会参加については生徒や運動部活動顧問の過度な負担とならないよう、下記の表を参考に各部活動が参加する大会を精査する。

中学校体育連盟主催大会（年1回）及び 共催大会（年2回）以外の大会出場参加目安	年間 10大会以内
--	--------------

11 生徒の安全確保

練習及び練習試合の実施については、生徒の安全確保を最優先する。気候変動等により生徒の安全を確保できない場合は、活動の中止や計画の見直し等、適切に対応する。特に、夏季においては、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）や気象庁が発表する情報等に十分留意する。気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯における活動は原則行わないこと、落雷等の危険がある場合はためらうことなく屋外での活動の中止や延期を行うこととする。

また、大会等への参加についても同様とする。

12 文化部活動の在り方について

文化部活動についても、当面「はばたけ、八代っ子（8月改訂）」に準じた扱いとする。